感震ブレーカー設置費補助金



取手市では、地震発生時における火災の発生を防止し、被害の軽減を図るため、既存住宅等への感震ブレーカー設置費用（購入・設置工事費）の一部を補助をします。

申請受付期間

令和8年 **11月9日(月)** ▶ 令和9年 **2月26日(金)**

購入対象期間

令和8年 **11月1日(日)** 以降に購入/設置したもの

窓口受付時間　土日祝日除く **午前9時00分から午後4時30分まで**

● 予算の上限に達し次第、申請受付期間内であっても**早期に受付を終了する場合があります。**

補助対象製品

分電盤タイプ

分電盤に内蔵されたセンサーで揺れを感知し、電力供給を遮断する

条件	日本配線システム工業会の定めるJWDS0007付2規格適合品

コンセントタイプ

コンセントに接続した器具に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、電力供給を遮断する

条件	日本消防設備安全センターによる性能評価に基づく推奨を有するもの

簡易タイプ

重りの落下等によりブレーカーを作動させて、電力供給を遮断する

条件	日本消防設備安全センターによる性能評価に基づく推奨を有するもの

補助額

感震ブレーカーの購入および設置に要する費用の

2分の1（上限額50,000円）

※1,000円未満切捨て

対象条件

- 市内に住所を有し、市税を滞納していないこと
- 自己が所有し、居住する住宅であること（賃貸は対象外）
- **市内の店舗又は事業所で購入し、設置**を行うこと
  （新築住宅に設置する場合は市外店舗又は事業所でも可）

補助金交付の流れ

STEP1

対象感震ブレーカーを**市内で購入、設置**

2月末まで

STEP2

必要書類をすべて揃えて**申請書を提出**

約1か月後

STEP3

補助金の**交付決定通知書**が郵送で届く

約1か月後

STEP4

指定の銀行口座に**補助金をお振込み**

申請方法

下記 ❶ ❷ いずれかの方法で申請してください。

❶オンライン申請

右記の二次元コードからLINEにアクセスし、必要事項を入力のうえ申請してください。

［各種手続き］→［その他の申請］→［感震ブレーカー設置費補助］

❷書面での申請

ホームページなどで取得できる申請書類に必要事項を記入のうえ、受付窓口まで持参または郵送で申請してください。

必要書類

いずれの書類も必ず「申請者である世帯主本人の名義」であることを確認してください。

- 感震ブレーカー設置費補助金交付申請書兼請求書
- 次の事項がすべて記載されている領収書またはレシートの写し
  ア 購入日　イ 購入店舗　ウ 製品名または型番　エ 購入費用および内訳
- 感震ブレーカー設置後の現況写真
- 振込先の口座情報が確認できる申請者名義の書類の写し
  （通帳、キャッシュカードなど）

受付窓口　〒302-8585 取手市寺田5139 取手市役所 総務部 安全安心対策課

補助金の申請前に必ず市ホームページをご確認ください。

お問い合わせ

取手市役所総務部安全安心対策課

電話窓口　**0297-74-2141**　取手市 感震ブレーカ補助

anzen-ansin@city.toride.ibaraki.jp

受付時間　午前9時00分から午後4時30分まで
※土日祝日除く

市HP：[感震ブレーカ設置費補助金]